

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

C

設問(11)

第1. 本件決定が「処分」にあたる主張(行訴法第22条)

「処分」とは、国又は公営国体が行う行為のうち、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することから生じ得るものという。処分性とは、①公権性 ②法的効果性が必要とする。

1. ①公権性

国又は公営国体が優越的地位に基づき一方的に行為することから公権性があるという。本件は、甲県知事から優越的地位に基づいて一方的に本件決定を不許可処分としているので、本件決定には、公権性がある。

2. ②法的効果性

法的効果性については、許容限度を越えるに及んで、直接具体的な権利義務が形成されると、法的効果性がある。本件決定は、たしかに、国営有見地の目的外使用許可の中には、職権処分にあたる申請に対する拒否は、許容限度を越えるに及んで、直接具体的な地位は、いとも思える。

しかし、本件決定は、港湾区域内水域内で占有しようとする者は、法37条1項に基づき申請し、許可を受けなければ占有できない。許可を得た者のみが占有を許さるので、許容限度を越えるに及んで、結果が生じる。

また、占有許可決定により、申請者は、本件水域内に桟橋を設置し、小型船舶を係留することから生じ得るので、直接具体的な地位が形成される。おいて、本件決定は、法37条1項の申請した者に及ぶ。

処分性の定義は適切です。

法律に基づく処分であることも記載すべきかと思いました。

占用許可の処分性、申請拒否処分の法的効果については、採点基準(申請権について、実体的な法律効果のみの指摘では不十分であること等)を復習すると思いました。

ページ

裏面へ

本件水域で船舶の係留が許される所にあるから地位変更
権が在り得るから取消効果は及ぶとされる。

ゆえに、①②が認められるので、「知事」といえる。

よって、本件決定は、「知事」(行政訴訟3年22頁)に

あたる。

説明(2)

第1. 申請拒否知事の執行停止の申立てが認められる理由
及び用いるべき法の救済。

1. 申請拒否知事について執行停止の申立てが認められる理由。

・ のは、~~執行停止は~~申請拒否知事と止めも申請した
ものとして扱われるわけではなく、知事の知事権が~~行使~~して
生じることに由来する。単に拒否知事をしていただけで
知事を止めも何の意味もないからである。

2. 用いるべき法の救済。

本件では、~~本件水域~~が本件水域内に占有する地位にある
ことの確認を当事者訴訟で提起することが認められる(行政
訴訟4条)。

本件では、知事が~~行使~~しているもので、着目すべきは、取消
訴訟に於ける場合~~は~~は^は当事者訴訟の「~~行政訴訟~~訴訟を提起する
(行政訴訟4条)として当事者訴訟を提起する。

説明2.

第1. 本件決定の取消訴訟における、本件決定の実体的瑕疵
と手続的瑕疵。

1. 実体的瑕疵。

(1) 裁量の有無

~~本件~~行政訴訟37条2項は、①「^{船舶係留}著しい支障を与える場合②法
3条の3第9項、10項(以下)に示した範囲の航行区画に阻害
する場合③港湾関係施設に著しい支障を与えるとき、には
~~行政訴訟~~「許可しない」と規定している。

①②③に該当するか否かについては、専断的判断が必要と

適切かと思います。但し
条文の引用や法律の建
付け(取消判決の拘束
力の規定の一部の準用
がないなど)を説明しな
がらのほうが良いと思い
ました。

許可の義務付けのほう
が直接的ではないです
か。

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

よく書けていると思いました。

なることから、管理者に不許可するかどうかについて裁量が行われている。

1. 裁量の逸脱・濫用(行政法30条)

判断の基礎となる事実と法規範との適合性があることにより判断の基礎を欠く。又は、判断の過程が内容が著しく不合理に欠けることにより、知能が著しく妥当性を欠くことにより、当該判断は、裁量の逸脱・濫用とみる。

(2) 本件では X は不許可となっている。理由は、~~本件~~「港湾の利用・保全に著しい支障を生ずる」(法37条2項)に該当すると甲県が判断しているからである。

しかし、甲県は、本件水域で管理の棧橋が破壊し、板が流出しているところから、近年 A 港に航行する大型船舶が増加し、大型船舶の中には、A 港内で航行する船舶と衝突して A 港内の海中で釣り上げられるものもあると、接触事故の危険が増大していることを理由にあげている。

しかし、~~本件~~ X は、37条2項「支障が生じる場合」にあたるから、X が管理している棧橋は、木製の板と鉄パイプで組まれているもので、過去に棧橋の一部破壊し、板が流出しているところがあるが、それに伴って事故が生じたわけでは無く、とされている。本棧橋の材質・構造を改善する用意もある。A 港内の接触事故の危険についても、これまで実際に事故が起ったことはない。また、A 港内には X の船以外に小型船舶も釣り上げのために進入しており、連絡船として航行する船舶が X の船の船体の一部であることもない。

そうすると X が「港湾の利用・保全に著しい支障を生ずる」と判断することは、合理的に欠け、X を不許可とすることは、著しく妥当性を欠くので、本件不許可決定は、

Yの裁量の範囲、濫用にあたり、違法である(行政法34条)

2. ~~本件水域は、Yが所有する。他事業は、~~ ^{本件水域は、Yが所有する。他事業は、}

たが、本件水域にはA21-1が設置されている。整理されている。しかし、

A21-1を利用するには、一隻年間30万円の利用料金をかかる。

本件水域の所有料金は、概算平均X-1の平均額200円

と比較すると、A21-1は大幅な負担増になる。

また、Xの会費は、所属している船舶は160隻でA21-1

が100隻しかないので、Yの負担は、A21-1を整備

してコストを増加させることになり、負担が増える。

さらに、Yは、Yの会の会の利用への支障は、明白であり、

A21-1を利用せよという執念がある。B社は、年間

500万円の経営赤字であるが、Yは、本件決定により、

A21-1への入会料を増加させ、第3セクターであるB

社の経営を改善するためである。

以上のようは、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

もので、本件Yの判断により、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

3. 本件環境法

1) 理由不備 (行政法14条、8条)

行政法の決定、抑制及び権限濫用を防ぐため、

いかなる事案に基いて、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

かを具体例を示すなければ、理由不備の違法がある。

当該環境法は、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

事由にあたる。本件決定は、Xが、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

にあたり、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

基に、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

の環境法がある。当該環境法は、~~本件を考慮して判断したと考える~~ ^{本件を考慮して判断したと考える}

あるので、違法事由にあたる。

時間がなかったとも推察しますが、(しっかり書く時と端的に書く時があります)まずは趣旨は記載すると意識しておくのもいいかもしれません。

ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

実体的違法部分はとても良くかけていると思いますので、それだけにほかの部分もつけないと思いました。これからも頑張ってください。中野